

ぜんこく DB 企業年金基金
実施事業所事業主 各位

ぜんこく DB 企業年金基金

税制改正に伴う個人番号の登録について

当基金の事業運営につきましては、平素から格別のご支援とご協力を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、令和 7 年度の税制改正に伴い、令和 8 年 1 月 1 日より退職手当等を受け取るすべての居住者に係る退職所得の源泉徴収票・特別徴収票について、税務署長及び市町村長への提出が義務化されることになりました。

これにより、企業年金基金の受給手続きで、従来の一時所得に係る一時金受給の際に個人番号をお届けいただいていることに加え、退職所得に係る一時金受給の際にも個人番号をお届けいただき登録が必要となります。

つきましては、当基金の退職に伴う給付（老齢給付金及び脱退一時金）請求に係る提出書類となっております「退職所得の受給に関する申告書兼退職所得申告書」内にある個人番号欄を記入していただくとともに、その個人番号の確認書類（マイナンバーカードの写し等：別添参照）を新たに添付書類としてご提出いただくことになります。

加入者の退職時に一時金裁定請求書をご提出くださいます事業所様も多いかと思います。従来の手続きに加え個人番号の確認書類の添付が追加され、お手数をおかけすることになりますがご理解のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

※ ホームページに掲載しております各書類の様式については、順次更新していきます。

（お問合せ先）

ぜんこく DB 企業年金基金

石川県金沢市鞍月 2-3

石川県鉄工会館 1 階

電話：076-268-5566 FAX：076-208-5040

個人番号及び本人確認書類の送付のお願い

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行に伴い、源泉徴収義務者が税務当局に提出する法定調書には支払先個人の個人番号を記載することが義務付けられました。また、本人から個人番号の提供を受ける際には、本人確認(番号確認・身元確認)を行うことが義務付けられています。

つきましては、個人番号を「企業年金基金に関する支払調書・源泉徴収票作成事務」に使用するため、以下の表に記載しております個人番号が記載されている書類、及び当該個人番号に係るご本人の身元確認書類の写しを返送いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご提供いただきました個人番号は、上記以外の事務においては一切使用いたしません。

【ご提出いただきたい書類】

- 本人確認方法(1)は「個人番号カード」の両面の写しをご提出ください。
- 本人確認方法(2)は「通知カードの写し」または「個人番号の記載のある住民票」と「写真付の身元確認書類」をご提出ください。「写真付の身元確認書類」をお持ちではない場合は、「年金手帳」や「印鑑登録証明書等」、公的機関から発行された書類等の写しを2つ以上ご提出ください。

※ なお、「通知カード」に記載されている氏名、住所等が最新の住民票と一致していない場合は、「通知カード」は番号確認の書類としてご利用できませんので、個人番号が記載された住民票のご提出をお願いします。

	本人確認方法(1)	本人確認方法(2)
番号確認書類	個人番号カードの写し 	通知カードの写し  記載された氏名・住所等が最新の住民票と一致していること または 個人番号が記載された住民票(または住民票記載事項証明書) 
身元確認書類	表  「個人番号カードのみ」で番号確認と身元確認が可能です 表面と裏面の両方の写しが必要となります	以下の写真付の身元確認書類の写しを1つ ◆ 運転免許証 ◆ パスポート ◆ 住民基本台帳カード ◆ 身体障害者手帳 等  左記の書類をお持ちではない場合、以下の書類等の写しを2つ ・ 公的医療保険の被保険者証 ・ 年金手帳 ・ 印鑑登録証明書 ・ 戸籍の附表(謄本もしくは抄本も可) ・ 源泉徴収票 等

※ 公的機関から発行された書類等の詳細は国税庁ホームページ等をご確認ください。

【提出先・お問い合わせ窓口】

郵便番号 920-8203 石川県金沢市鞍月 2-3
ぜんこくDB企業年金基金 特定個人情報取扱担当
TEL : 076-268-5566